

資料 討議

「地域社会と住民の権利憲章」(案)

全国地域人権運動総連合 (全国人権連)

全国人権連は、2004年4月の創立大会で「憲章」制定を次のように提起しました。私たちは、地域社会が

ら生み出される人権問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の人権の擁護と復権を図ります。また、権利

として定着してない人権問題を社会的合意形成を通じて新たな権利として創造していきます。「地域権利憲章」が「全国地域人権運動総連合」

の運動目標となります。この「地域権利憲章」には、少なくとも①地域人権とは何か、②地域住民の具体的な権利のプログ

ラムの整理、③権利憲章の意義と運動の目標を含んだものとし、この立場から議論を積み重ね、去る5月末に鳥取県で開催された第5回地域人権問題全国研究会で、次の大会にかけてゆく「権利憲章」(案)を公表しました。2010年後半に開催

「地域社会と住民の権利憲章」(案)

1、前文

人間らしく生きる権利である基本的人権(人権)は人間が生まれながらに持ち得たものではなく、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、とりわけ17、18世紀の市民革命を通して獲得してきた貴重な宝です。人権の進歩と発展のためには、より豊かな人権の内実をはかる不断の努力が求められます。

日本国憲法は、幾多の犠牲と自由、平等への営みにより獲得したもので、国民主権、恒久平和、基本的人権の保障を原則としていま

2、地域社会の現状

生産・流通・消費のシステムや情報が地球的拡がりをもつ中、これまで国や地域の特質に見合った、時間をかけ形をかえ形成された事例が、画一的に直接むき出しの影響を及ぼしあっています。

「新自由主義」にもとづく弱肉強食、貧困と格差を生み出す「構造改革」路線が、経済、政治、社会のそれぞれのしくみに大きな変化と国民生活に多大な困難をつくりだしました。

経済の問題では、派遣労働、輸入自由化による地域産業の崩壊など大企業の利益最優先

す。憲法が保障する現代の人権は、自由権と社会権の統一によって構成され、人格権、知る権利、環境権、日照権、景観権、交通権などの新しい人権を含め、今後、一層発展するものです。これらの権利はすべての国民が差別されることなく平等に享受されるものです。

私たちは、個人の尊厳が保たれ平和のうちに誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるために憲法を活かすとともに、あらたな権利創造の羅針盤となる「地域社会と住民の権利憲章」を制定します。

の競争的経済システムづくりが働く貧困層、ホームレス、物価高騰など多くの社会問題を引き起こし、世界と地域の経済を震撼させています。

政治の問題では、市町村合併、道州制など「小さな政府」の路線のもと、地方切り捨てを進め、多くの地方自治体は深刻な財政難をかかえています。社会保障の切り下げや教育改革と連動した改憲策動が強められています。国旗・国歌や愛国心の押し付け、情報技術を利用した国民支配の策動も強められています。

社会の問題では、住民による地域共同体の機能が第一産業の衰退と絡んで希薄になり

ラムの整理、③権利憲章の意義と運動の目標を含んだものとし、この立場から議論を積み重ね、去る5月末に鳥取県で開催された第5回地域人権問題全国研究会で、次の大会にかけてゆく「権利憲章」(案)を公表しました。2010年後半に開催

す。憲法が保障する現代の人権は、自由権と社会権の統一によって構成され、人格権、知る権利、環境権、日照権、景観権、交通権などの新しい人権を含め、今後、一層発展するものです。これらの権利はすべての国民が差別されることなく平等に享受されるものです。

私たちは、個人の尊厳が保たれ平和のうちに誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるために憲法を活かすとともに、あらたな権利創造の羅針盤となる「地域社会と住民の権利憲章」を制定します。

の競争的経済システムづくりが働く貧困層、ホームレス、物価高騰など多くの社会問題を引き起こし、世界と地域の経済を震撼させています。

政治の問題では、市町村合併、道州制など「小さな政府」の路線のもと、地方切り捨てを進め、多くの地方自治体は深刻な財政難をかかえています。社会保障の切り下げや教育改革と連動した改憲策動が強められています。国旗・国歌や愛国心の押し付け、情報技術を利用した国民支配の策動も強められています。

3、地域人権とは

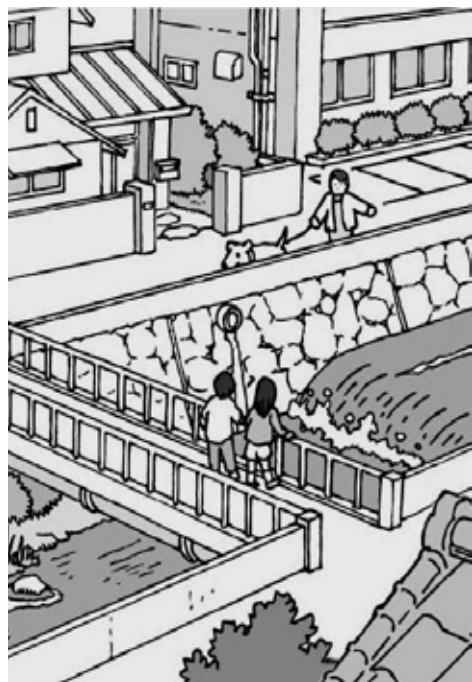
人は誰でも地域社会に居住し、地域の歴史、風土、環境のなかで成長し、労働し、政治に参加し、社会関係を形成しています。憲法が保障する人権の基盤も地域社会に存在します。

私たちは、年齢や障害の有無にかかわらず、地域社会において、人とのつながりの中で、自分らしい生き方を求めることを理念とする地域人権運動を呼びかけます。

4、地域社会と住民の権利

私たちは、次に掲げる地域社会と住民の権利を明らかにし、その擁護と復権、創造をはかります。

【第一章】国家から制約を受けたり強制され



- ① 国籍、戸籍の所持の権利
- ② 請願・陳情をする権利(請願権)
- ③ 誰もがどこでも選挙をする権利(選挙権)

【第三章】地域社会と人間のあり方に関する権利

- ① 良好な環境を求める権利(環境権)
- ② 自然、歴史、文化に育まれた良好な景観と地域の伝統文化を継承する権利
- ③ 個人の人格的利益を保護する権利(人格権)(プライバシー権)
- ④ 女性、障害者、高齢者、子どもの権利が等しく認められ発揮される(平等権)

5、「地域社会と住民の権利憲章」の意義と運動の目標

「地域社会と住民の権利憲章」は、地域社会の現実から派生する問題を、人間の尊厳にもとづき、解決の方向に導く指標となるものです。まさに人間解放の要求と結びついて足元から改革の運動を組織する羅針盤です。

地域人権運動の流れは、人間をモノ扱いする思想と果敢にたたかい、対等・平等の思想を醸成し、日本における反動的支配を改革する役割を担います。

私たちは、自由と民主主義を土台に、「住民が主人公」の地域づくりをすすめます。私たちは、地域社会の諸問題に積極的に取り組み、その解決のために知恵と力を尽くします。

私たちは、個人が尊重され、「一人ひとりが輝く」社会の実現をめざします。

「地域社会と住民の権利憲章」案の理解を深めるために(案)

1, 全国人権連がなぜ取り組むのか

規約前文を長期的展望をもって実践するためです。

ここでは「全国地域人権運動総連合は、日本社会における人権確立運動の積極的なたたかひの伝統を受け継いで、憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する」とあります。

しかし、「地域社会と住民の権利を擁護し創造する運動」の意味が、一団体の運動方針にとどまらずに普遍的な拡がりを持ちません。そこで地域社会居住の住民と連帯

して取り組む旗印を根本的な原則に関するきまりである「憲章」形態で整理し、運動の共同をはかりつつするものです。

2, 地域社会の現状と課題

地域社会は、衣食住をはじめ人間が日々生活する機能を包括的に完結していかねばならぬ。これが衰退させられ崩壊の道を歩まされています。この影響は、住民のなかでも貧困・低所得者を基層とする生活基盤の不安定・脆弱な高齢者、障害者、母子家庭等の階層に集中・集積しています。

切実な生活問題を抱えている階層ほど相談相手も少なく、サービス情報も届かず孤立する現実が存在します。

また、不況の長期化とリストラ、高齢・少子化の進行、住民負担の増大、格差社会の広がりのなか、多くの住民の生活基盤も不安定に陥り、全国各地で、失業者の増大とともに、商店街の営業不振、中小企業の倒産、自己破産、自殺、犯罪の増加など、悲劇が多発しています。

このような情勢は、地域社会から住民に共通の問題として新たな課題を投げかけており、要求をまとめ、広く住民の参加・参画により任せていくよかつたといえる地域社会を構築していく客観的基盤を形成しているものです。

3, 権利確立の道標として「憲章」

人々の暮らしの場である地域社会は、住民として生きることに、住民にたいして、住民であり続けること、住民であり続けたいこと、を保障し実現できなければなりません。また、本来地域社会は、日々の暮らしのなか

に憲法がいかにされ、人間問題とまでなっています。

私たちは、平和と人権、民主主義を願うすべての地域住民と結びつくことを願い、地域社会を人間らしく生活できるものにするために、「権利憲章」を定めるものであります。

その際に人間生活にと

る。

全国地域人権運動総連合(略称、全国人権連)は、社会問題としての部落問題が基本的に解決したことをふまえ、2004年4月に全国部落解放運動連合会(略称、全解連)を発展的に転換して誕生しました。

運動の基本方向は全国人権連規約前文で次のように規定しています。

全国地域人権運動総連合は、地域社会で人権と民主主義、住民自治の確

立をはかる様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である。

様々な階級・階層の人々によって構成されている地域社会には、生活の共同性と地域性にもとづく社会関係から生み出される多様な人間的要求が存在する。

地域社会を基盤とする人権確立の住民運動は、多様な人間的要求を地域社会で権利として実現し花ひらかせるものである。

私たちは、地域社会から生み出される人権問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の人権の擁護と復権

の脱却、地域再生を具現化することが新たな社会問題とまでなっています。

また、地域の特性とそ

私たちは、平和と人権、民主主義を願うすべての地域住民と結びつくことを願い、地域社会を人間らしく生活できるものにするために、「権利憲章」を定めるものであります。

私たちは、わが国で初めて地域社会を対象にした「地域権利憲章」の制定をめざします。この「地域権利憲章」が「全国地域人権運動総連合」の運動目標となります。

この立場から、2004年4月の創立大会で「憲章」制定を次のように提起しました。

私たちは、地域社会から生み出される人権問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の人権の擁護と復権

また、地域の特性とそ

原則そのものを解体・改悪する政治的策動が強められているもとで、派遣切り反対等の闘いの中から労働権、生存権が改めて見直されるなど、戦後民主主義運動の継承・発展、あらたな憲法闘争、人権拡充の国民的連帯運動を拓げてゆく中に、地域課題を提起してゆくも

のです。

議論の経過について

私たちは、平和と人権、民主主義を願うすべての地域住民と結びつくことを願い、地域社会を人間らしく生活できるものにするために、「権利憲章」を定めるものであります。

私たちは、わが国で初めて地域社会を対象にした「地域権利憲章」の制定をめざします。この「地域権利憲章」が「全国地域人権運動総連合」の運動目標となります。

この立場から、2004年4月の創立大会で「憲章」制定を次のように提起しました。

私たちは、地域社会から生み出される人権問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の人権の擁護と復権

また、地域の特性とそ

のです。



権利憲章(4次案)が提起された全国研究集会(鳥取)

